

市役所本庁舎、別館、第二庁舎及び市役所駐車場での敷地内禁煙のお願い

健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を推進するため、令和元年7月1日から、市役所本庁舎、別館、第二庁舎及び市役所駐車場が「敷地内禁煙」となります。

これに伴い、喫煙ができる場所を「特定屋外喫煙場所」に限定させていただきますので、喫煙者の皆様方におかれましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

【特定屋外喫煙場所】

○本庁舎南西側に設置された屋外喫煙所（赤色屋根の建物）

※なお、敷地内禁煙になりますと、市役所駐車場に止めた車の中で喫煙することもご遠慮いただくこととなります。

担当：財務部管財課管財担当

内線 281.282